

厚生労働大臣が定める掲示事項

■ 入院基本料に関する事項

1. 一般病棟（HCU, ICU, A5病棟, NICUを除く）

1日に看護を行う看護職員の数は、入院患者さん7人に対して1人以上の看護職員を配置しております。また、入院患者さん25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。なお、時間帯毎の配置は、別掲「各病棟の看護配置状況」をご覧ください。

2. 精神病棟（A8病棟）

1日に看護を行う看護職員の数は、入院患者さん10人に対して1人以上の看護職員を配置しております。なお、時間帯毎の配置は、病棟の掲示をご覧ください。

■ DPC対象病院に関する事項

当院はDPC対象病院です。DPCとは入院される患者の皆様の病気、病状をもとに、手術などの診療の有無に応じて予め定められた1日あたりの一定額を基本に医療費を計算する方式のことです。なお、病気、病状によりこの制度に該当しない場合があります。

※医療機関別係数 1.5682（令和7年4月1日時点）

（基礎係数 1.0718+機能評価係数Ⅰ 0.3829+機能評価係数Ⅱ 0.0923+救急補正係数 0.0212）

■ 地方厚生（支）局長への届出事項に関する事項

届出事項については別掲「施設基準等一覧」をご覧ください。

• 入院時食事療養について

管理栄養士により管理された食事を、適時（朝食は7時45分、昼食は12時、夕食は18時）適温で配膳しております。また、週5回メニューの選択ができます。

入院中の食事は1食あたり510円となります。（令和7年4月1日現在）

■ 明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行いたします。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行いたします。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は会計窓口はその旨をお申し出ください。

■ 保険外負担に関する事項

別掲「自費料金表」をご覧ください。

選定療養に関する揭示事項

■ 特別の療養環境の提供に係る基準に関する事項

下記をご覧ください。

ホームページ TOP > 入院・お見舞い > 入院費用 > 保険外負担となる項目 > 特別の療養環境

■ 医療上必要があると認められない、患者の都合による精子の凍結及び融解に関する事項

医療上必要があると認められず、患者の都合により行われるものに関り、11,000 円（税込）を徴収いたします。

■ 長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

令和6年10月より、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金はありません。

基本診療料の施設基準が定める揭示事項

■ 医療情報取得加算

オンライン資格確認を行う体制を有しており、受診された方の受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

■ 医療DX推進体制整備加算

- 診察室等において、オンライン資格確認システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施する体制を有しています。
- マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

■ 地域歯科診療支援病院歯科初診料（歯科外来診療における院内感染防止対策）

- 感染症対策等の感染防止対策の研修を修了した医師が治療を行っております。
- 処置前後には必ず手指衛生を行い、患者さん毎に手袋などの防護具を交換する等の感染防止対策を行っております。
- 口腔内で使用する医療器具は、患者さん毎に交換し、専用の機器を用いて洗浄・滅菌処理する等の感染防止対策を行っております。

■ 歯科外来診療医療安全対策加算（歯科診療における医療安全対策）

- 医療安全に関する研修を修了した歯科医師が治療を行っています。
- 治療中における緊急時に、円滑対応が出来るように院内連携体制をとっております。
- 来院されている皆様の急な体調の変化に備え、自動体外式除細動器（AED）を設置しております。
- 歯を削ったときなどに飛散する細かな物質を吸収する歯科用吸引装置を設置しております。
- 医療法に基づき、医療安全管理指針などを定めるなど日頃より医療安全に心掛けております。

■ ハイリスク分娩管理加算

| 1年間の分娩件数・配置医師数・配置助産師数 | |
|------------------------|------|
| 年間分娩件数（令和6年1月～令和6年12月） | 402件 |
| 産婦人科医師数（令和7年4月1日現在） | 9名 |
| 助産師数（令和7年4月1日現在） | 45名 |

■ 後発医薬品使用体制加算

当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。

現在、一部の医薬品は、出荷の調整・停止や販売中止が相次いでおり、供給が不安定となっております。そのため、医薬品の供給状況により、処方する薬剤を変更する可能性もございます。

当院では、そのような場合でも適切な治療等が行えるよう、医師やその他スタッフとの連携により処方内容の見直しを行う体制を整えております。

医薬品の供給不足により処方を変更する場合、患者さまには十分にご説明いたしますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

特掲診療料の施設基準が定める掲示事項

■ 院内トリアージ実施料

別掲「救命救急センターを受診される皆さまへ」をご覧ください。

■ ハイリスク妊産婦共同管理料（Ⅰ）・（Ⅱ）

| ハイリスク妊産婦共同管理について | |
|-----------------------------------|-----------------------|
| 以下の医療機関と連携してハイリスク妊産婦共同管理を実施しています。 | |
| 連携保険医療機関 | |
| ・名称 | 国立大学法人信州大学医学部附属病院 |
| ・所在地 | 松本市旭3-1-1 |
| ・電話番号 | 0263-35-4600 |
| ・名称 | 長野厚生連南長野医療センター篠ノ井総合病院 |
| ・所在地 | 長野市篠ノ井会666-1 |
| ・電話番号 | 026-292-2261 |
| ・名称 | 長野県立こども病院 |
| ・所在地 | 安曇野市豊科3100 |
| ・電話番号 | 0263-73-6700 |

■ 一般名処方加算

当院では、患者さんに必要な医薬品を供給するため、一般名処方を推奨しています。薬局において円滑にお薬が受け取れるように努めておりますのでご安心ください。

一般名処方とは、

- お薬の有効成分をそのまま お薬名として処方することです。
- 患者さんは有効成分が同一の医薬品が複数 あれば先発医薬品、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を ご自身で選ぶことができます。

ご不明な点やご心配なことなどがありましたらお気軽にご相談ください。

■ 医科点数表第二章第十部手術通則第5号及び第6号並びに歯科点数表第二章第九部手術通則第4号に掲げる手術

当院では、厚生労働大臣が定める手術の基準について、下表の分類の手術が適合しており、令和6年1月～令和6年12月の間、下表のとおり実施いたしました。

| 区分 | 分類 | 手術名 | 実施件数 |
|-----|----|--|------|
| 1 | ア | 頭蓋内腫瘍摘出術等 | 28 |
| 1 | イ | 黄斑下手術等 | 278 |
| 1 | ウ | 鼓室形成手術等 | 15 |
| 1 | エ | 肺悪性腫瘍手術等 | 103 |
| 1 | オ | 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術 | 199 |
| 2 | ア | 靭帯断裂形成手術等 | 21 |
| 2 | イ | 水頭症手術等 | 48 |
| 2 | ウ | 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等 | 1 |
| 2 | エ | 尿道形成手術等 | 1 |
| 2 | オ | 角膜移植術 | 0 |
| 2 | カ | 肝切除術等 | 44 |
| 2 | キ | 子宮附属器悪性腫瘍手術等 | 14 |
| 3 | ア | 上顎骨形成術等 | 25 |
| 3 | イ | 上顎骨悪性腫瘍手術等 | 19 |
| 3 | ウ | バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉） | 2 |
| 3 | エ | 母指化手術等 | 6 |
| 3 | オ | 内反足手術等 | 0 |
| 3 | カ | 食道切除再建術等 | 0 |
| 3 | キ | 同種死体腎移植術等 | 3 |
| 4 | | 胸腔鏡下・腹腔鏡下手術 | 687 |
| その他 | ア | 人工関節置換術 | 72 |
| その他 | イ | 乳児外科施設基準対象手術 | 0 |
| その他 | ウ | ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 | 96 |
| その他 | エ | 冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術 | 68 |
| その他 | オ | 経皮的冠動脈形成術、 経皮的冠動脈粥腫切除術及び 経皮的冠動脈ステント留置術 | 176 |

■ 外来腫瘍化学療法診療料 1

外来化学療法を受けられる患者さんへ

- 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時 1 人以上配置され、患者さんからの電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる連絡体制が整備されています。
- 急変時等の緊急時に入院できる体制が確保されています。
- 化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。

■ 連携充実加算

当院で実施される化学療法のレジメン、他の保険医療機関及び保険薬局からのレジメンに関する照会や患者の状況に関する相談及び情報提供等に応じる体制については下記をご覧ください。

ホームページ TOP > 診療科・部門 > 地域がん診療連携拠点病院 > 治療・診療について
> 当院の化学療法